

貯金商品内容 一部変更のお知らせ

日頃より、当JAをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、JAバンクでは事務の効率化をすすめ、お客様への一層のサービス向上を図るため、商品内容の一部について、全国すべてのJAにおいて共通化していくことといたしました。

これにより、JAバンク新潟では、平成25年10月1日から当座性貯金の商品内容を一部変更し、併せて関係する貯金規定を改正いたします。

なお、平成25年9月30日以前に開設された口座をお持ちのお客様につきましては、平成25年12月7日から変更後の内容を適用させていただきます。ご不明な点につきましては、JA窓口へお尋ねください。

1. お取扱内容の一部変更について

対象商品	変更後の内容	変更前
総合口座 (無利息型を含みます)	貸越利息付利最低残高が 100円 となります。 ※日々の貸越最終残高(ただし、定期貯金を担保とした貸越残高)が100円以上の場合に貸越利息を計算します。	1,000円
こども貯金	貯金利息付利最低残高が 1,000円 となります。 ※日々の貯金最終残高が1,000円以上の場合に貯金利息を計算します。	100円

【参考】変更内容の適用時期イメージ図

	H25. 10. 1	H25. 12. 7
H25. 9. 30 以前に開設された口座	12/6までは今まで通りの内容	12/7から変更後の内容
H25. 10. 1 以降に開設する口座	10/1から変更後の内容	

2. こども貯金規定の改正について

改正後	改正前
1~2 (省略) 3. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高 1,000円 以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の普通貯金利率によって計算のうえ、この貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 4~11 (省略)	1~2 (省略) 3. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高 <u>100円</u> 以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の普通貯金利率によって計算のうえ、この貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。 4~11 (省略)

3. 通帳名等の変更について

現在ご利用いただいております以下の商品(通帳)は、平成25年12月7日から変更後の内容でお取扱いいたします。

対象	変更後の内容
婦人部貯金 (通帳名: 婦人部貯金通帳)	普通貯金でお預かりします。ご希望により、キャッシュカードの発行が可能になります。 繰越後の通帳から、通帳名が「 普通貯金通帳 」となります。

※以下の点にご留意ください。

(1) この変更に伴うお客様からのお手続きは必要ございません。

●口座番号の変更はございません。

●現在お使いの通帳はそのままご使用いただけます。

(2) 平成25年12月7日以降に繰越した通帳から、通帳名が変更になります。

以上